

I 調査の概要

1 調査の目的

国家公務員の定年退職後における再任用制度の状況、民間企業等への再就職など就労の状況及び収入・支出等の生活状況を把握することにより、国家公務員の雇用と年金の接続の在り方や今後の職員の生涯設計に関する施策等を全般的に検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象人員

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に60歳で定年退職した一般職国家公務員のうち調査実施時点で所在が確認できた4,574人を対象とした。

3 主な調査事項

- (1) 基本的事項
 - ① 性別、誕生月、現在の居住地
 - ② 退職時の適用俸給表、勤続年数
- (2) 退職時の就労希望状況に関する事項
 - ① 就労希望の有無、就労希望理由、希望勤務形態
 - ② 再任用希望の有無、希望無の理由
 - ③ 公的年金の支給開始年齢の段階的引上げを踏まえ、仮に定年退職後の無収入期間が1年～2年であったとした場合の再任用希望の有無
- (3) 現在の就労状況に関する事項
 - ① 就労の有無、就労先、勤務形態、通勤時間、仕事内容
 - ② 再任用の場合の任期、勤務官署、ポスト、満足度
 - ③ 再任用という働き方の課題や問題点
- (4) 家族、家計等の状況に関する事項
 - ① 家族構成等
 - ② 家計の収支状況
 - ③ 退職手当の状況
- (5) その他
 - ① 退職共済年金（報酬比例部分）の支給開始年齢を知った時期
 - ② 今後の生活についての不安
 - ③ 退職前に知っておけば良かったと思う知識
 - ④ 公務に適切な今後の高齢者雇用制度
 - ⑤ 意見・要望

4 調査の方法

調査対象者に調査票を郵送し、回答を返送してもらう通信調査の方法により行った。

5 調査の実施

調査は、平成26年8月1日現在の内容（給与、家計支出等については、平成26年7月分）で行った。

発送及び回収は平成26年7月末から9月にかけて行い、有効回答率は76.5%（有効回答者数3,500人）であった。

6 結果の集計

人事院給与局生涯設計課において行った。

7 用語の解説

「給与法適用職員」

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員をいう。

「特定独立行政法人職員」

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員をいう。

「再任用」

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4又は第81条の5の規定に基づき、定年退職者等を改めて採用することをいう。

「再任用希望調査」

勤務先の人事当局から定年退職予定者に対して、再任用についての説明とともに、希望するかどうか等の意向を確認する調査のことをいう。

「フルタイム勤務」

定年退職前の常勤職員（又はフルタイム正社員）と同様の勤務をいう。

「短時間勤務」

上記よりも短い勤務をいう。隔日勤務等は、短時間勤務に含まれる。

「民間企業等」

「非特定独立行政法人等」、「地方公共団体等」、「特殊法人（公庫等）」、「学校、医療機関」、「公益法人」又は「民間企業」をいう。

「前回調査」

平成22年に実施した「平成21年度に60歳で定年退職した一般職国家公務員を対象とした調査」をいう。

8 利用上の注意

- ① 「割合（％）」については、合計欄には「100.0」と記載しているが、端数処理の関係から実際の合計は100%にならないことがある。
- ② 前回調査と設問の内容が同一であっても、選択肢の構成が異なる場合がある。